

月刊 労運研レポート No. 35

2017年5月10日号

| | | |
|---------------------------------|------|-----|
| 「巻頭言」 安倍自民一強にNO! を…………… | 石川俊二 | 2P |
| 第2回実行委員会 春闘情報交換と討論集会の運営を討議…………… | 事務局 | 3P |
| 最賃交流学習会を開催…………… | 編集部 | 5P |
| 大阪における「維新」政治とのたたかい…………… | 馬場徳夫 | 9P |
| 地方自治体非常勤職員の働き方改革をめぐって…………… | 編集部 | 14P |
| 国鉄の分割・民営化から30周年にあたって…………… | 矢吹芳郎 | 18P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

巻頭言

「安倍自民一強にNO！」を

自治労高知県本部委員長 石川俊二

私たちはもうそろそろ、「民主党の失敗」という記憶の呪縛から解放されなければならないのではないだろうか。2009年の政権交代の時、多くの国民は「格差と貧困がこれほど拡がり、社会が壊れかけている中で、このまま自民党の政治を続けていってはこの先10年後～20年後になった時、この国と社会は持たないのではないか」との思いから、自らの投票行動を選択し、政権交代を実現させた。しかし、民主党政権は3年半で瓦解した。「政治は結果責任」であるから、その意味では民主党は失敗した。ただ、そもそも民主党は政権交代のために寄り集まった「選挙互助会」的な政党集団であるという性格からすれば、一定の目的は果たしたのだという見方も出来る。日本でも選挙を通じて民主的に政権交代を実現させ、政権交代のハードルを下げたことの意義は大きい。同時に、(期待が大きかった分だけ) 政権交代によっても何も変わらないという「裏切られた感、幻滅感」を国民に植え付けたことの罪も大きい。そのように見れば、民主党の失敗の本質は、3年半で瓦解したことよりも、むしろ「リベラルの脆弱さ、自民党以外の政党が政権を担う時のハードルの高さ」のみを後々まで国民に印象付けて政権の座から去ったことにあるのではないか。

ところで、2009年当時と比較して現在の自民党は果たしてどうか。特定秘密保護法から集団的自衛権に係る憲法解釈変更などは論外として、今国会では「失言・妄言」によって辞任したり、答弁できない或いは答弁しようとしめない閣僚らによって国会審議はほぼ形骸化している。その一方で「子どもの貧困」に象徴されるように、格差と貧困はますます進行している。すなわち、2009年と比較しても人々の暮らしの状況はより一層悪化しているにも関わらず、そのような社会を政策誘導によって修正すべき政治も劣化が進行しているのが実情であり、第1次安倍政権の時を髣髴とさせるほどの度重なる失態は、政権の末期症状の様相さえ呈している。それでも政権支持率が高いのは、現在の既得権に固執し、自分だけは逃げ切ろうと躍起になっている「政官財報(道)」が一丸となって現政権を守っていることが大きな要因であるが、政治に勝手に期待しておいて、期待通りにならなければ一転して皆で叩く、或いは拗ねて投票を棄権する(その結果として自民党の一強体制をつくる)という「観客民主主義」から抜け出せない私たち主権者の罪も、これまた大きいのだと言わざるを得ない。

哲学者の西谷修氏は、5月上旬に新聞紙上において「どんな政権でも今よりはましだと、そろそろ人は気づくべきだ」と、底なしに腐朽している政権が高支持率を維持していることにいらだちをぶちまけた。私たちは、もはや高度成長など望むべくもなく、今日のような成熟した社会において、我々有権者が行う政治の選択は「プラス何点」を競うのではなく「マイナス何点」かを見て、マイナスが少ない方を支持することしか方法がなくなっているのだということ認識すべきなのだと思ふ。そうであるなら、私たちがとるべき行動は明確だ。

第2回実行委員会を開催

春闘情報交換と討論集会の運営を討議

第5回労働運動研究討論集会は、5月28日（日）、29日（月）の両日、神奈川県箱根湯本で開催される。この討論集会に向けて第2回実行委員会が、4月8日、東京で開かれた。今回の討論集会は泊まり込み、3つの分科会など、今までの討論集会の持ち方と異なる形式で開催される。現場からの具体的な討論を行い、より親密な仲間としての関係をつくり、連帯して運動を担う関係づくりをめざしている。

第2回実行委員会では事務局より、3月13日に開催した第7回研究会＝早川行雄さんの「一人前労働者のあるべき賃金」、4月24日に春闘での最賃闘争の報告交流集会を皮切りにスタートする「最低賃金大幅引き上げキャンペーン2017」、3月14日から20日まで福島から関東一円を回って東京まで走った「福島連帯さよなら原発キャラバン」の報告があった。

続いて各産別・各地方の報告を受けた。公務員関係労組からは、地方自治法、地方公務員法の改正案が問題になった。非正規公務員の平均年収は170万円であり安すぎる。新設される会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムの2種類がある。フルタイムには一時金を支給しなければならないが、パートタイムには一時金は支給できるとなっているから、支給しなくてもよい。そもそもフルタイム非常勤が存在するのだろうか。財政難の自治体が一時金を支給するのだろうか。また、労働基本権が制限される問題もある。主任主事の試験が導入された。係長になる前から激しい競争がある。

全港湾からは、産別最賃をめぐって報告があった。産別最賃は2013年までは157,600円だったが、14春闘で16万円、15春闘で164,000円と引き上げてきた。16春闘で業側は産別最賃の締結を拒否。17春闘でも業側は締結を拒否したが、組合は、2回のストを実施し、個別企業とあいだで要求額の168,920円を確認し、産別最賃とすることを業側に通告した。産別最賃を企業内最賃に押し込めようとする業側との攻防は続いている。

私鉄大手は、営団と東急を除いてベア0.3%、約800円程度で終了した。賃上げよりも交通政策重視である。

郵政ユニオンは、ベアゼロ回答で妥結した。JPになってベアがあったのは3回である。JPになった2008年にご祝儀で600円、2014年と15年に1000円である。労働時間について、郵政ユニオンは特別条項の廃止を要求したが、JP労組は特別条項での割増を要求した。3月21日にストを実施した。地域春闘の拠点としての役割を果たしている。

国労は、ストを構えたが実施しなかった。JR 貨物は17年間ベアなしである。JR になって30年となるが、本州3社以外は赤字である。北海道新幹線は年間48億円の赤字である。

大阪ユニオンネットは、森友問題、教育問題、介護保険問題などで行政に申し入れを行った。関西生コンは、1万円の賃上げ、定年延長を勝ち取った。共謀罪で集会を行ったが、まだ、盛り上がりには欠けている。

全国一般からは、中小企業で賃上げしても若い人を引き付けられない。人手不足は深刻だ。最低賃金プラスアルファの賃上げではとても労働者の要求に追いつかない。大手と中小の賃金格差の構造的問題に手を付けなければならない。最低賃金闘争は、賃金と労働時間をリンクしたものとして、「8時間労働で生活できる賃金を」要求してたたかう必要がある。

そのほか、次のような討論もあった。2月19日に総がかり行動が主催した貧困集会は戦争と貧困を考える良い集会だった。労働運動に反戦闘争をどうたたかうか問いかけるものだった。共謀罪反対のたたかいを憲法と結びつけて盛り上がりをはかっていかなければならない。メトロコマース判決は「働き方改革」の狙いを示すものである。労契法20条裁判のたたかい方をもう一度立法趣旨に立ち返り、相互に連携して戦略を立て直す必要がある。

第5回討論集会の運営と討論課題について議論した。

開会は、5月28日14時とし、すぐに田端博邦（東京大学名誉教授）さんから「安部・トランプ現象の分析と貧困・格差とたたかう労働運動の課題」と題する記念講演をしていただく。そのあと、討論課題について提起し、分科会討論に移る。分科会は、第一分科会「最賃闘争—最賃大幅引き上げと全国化の課題」、第二分科会「非正規労働者との連帯—非正規労働運動の現状と『働き方改革』の検証」、第三分科会「青年労働運動の現状と明日の課題」である。各分科会の座長は呼びかけ人が担当する。分科会討論は、第一日目と第二日目合わせて3時間するため、第一日目の終了時間は17時45分、第一日目の開始時間は8時30分にする。全体会議を第二日目10時から行い、まとめを行って29日正午には終了する。

討論課題としては、労運研のこの間の活動について説明したあと、安倍政権の「働き方改革」について分析を行う。「働き方改革」は、安倍政権が労働者を取り込むことを狙ったものであるが、それはアベノミクスの成長戦略「一億総活躍プラン」の一環であり、労働者の働く権利と人格を尊重したものではない。そして、分科会での討論課題を提起する。最後に今後の労運研の展望を語るようにする。労運研は「新しい労働運動の創造とその担い手の育成」に踏み込むことを決意した。労運研活動の「全国化」と「世代交代」が課題である。それをどう実践に結び付く研究活動に結び付けながら行っていくのかが問われている。呼びかけ人の拡大、「労運研レポート」の読者拡大を果たして、総がかり運動の労働運動版として、さらに大きく活動を広げていきたい。

なお、総括会議を7月17日（月・祝）に予定している。

「最賃情報」学習交流会を開催

最低賃金大幅引上げ キャンペーン2017キックオフ

最低賃金大幅引き上げキャンペーン2017のキックオフ企画として、4月24日、「残業しなくても生活できる賃金を！」をスローガンに「最賃情報」学習交流会が開かれた。河添（元首都圏青年ユニオン書記長）さんを司会者にして、各労組からの春闘での取り組みの報告を受け、意見交換を行った。

開会あいさつ（岡本・下町ユニオン書記長） 安倍政権は3%の最低賃金の引き上げを官邸主導で行い、全国平均823円、東京は932円になった。このような最低賃金の近傍で働いている労働者が1割もいるといわれている。最低賃金の引き上げが労働者に大きな影響力をもつようになり、労働運動の重要課題になっている。中央最低賃金審議会全員協議会は先ごろ報告をだした。A B C Dの4ランク制は維持するとのことである。最賃の地方格差が214円から218円に広がったことも、審議会が非公開で行われているという問題も改善される様子はない。

最賃引き上げの運動、時給1500円の声は広がっており、社会運動としても大きくなっている。昨年始めた「今すぐどこでも時給を1000円に、時給1500円をめざす」キャンペーンを労働組合として続けていくことにした。長時間労働の是正が話題になっているが、低賃金だから長時間労働をせざるを得ない実態がある。「残業しなくても生活できる賃金」「8時間労働で生活できる賃金」を実現するためには、最低賃金の大幅引き上げが必要である。

まだ春闘が続いているが、今日はこの春闘での企業内最低賃金、業種別最低賃金の引き上げのたたかいを含めて、たたかいの交流を行い、今後の最低賃金引き上げ、長時間労働是正のたたかいにつなげていきたい。

郵政ユニオン 宅配便のヤマトの問題はネット通販による貨物量の増加、長時間のサービス残業の問題を抱える同業者の問題として、安倍の「働き方改革」とともに春闘交渉の論争材料になった。会社が無期転換の正社員化を前倒しし、今年4月からアソシエイト社員8万人が誕生した。労契法20条裁判の原告は、無期転換しなかった。有期雇用労働者の原告としての地位が喪失してしまうから。

春闘要求をつくるにあたってアンケートを行った。組合員は1500人ほどだが、5344人のアンケートを回収した。うち期間雇用社員が2701人であった。アンケート集約の結果は、「会社の収入が主な生計費」が8割、「生活がかなり苦しい、やや苦しい」が

7割、昨年より3.6ポイントアップ。今年の組合の賃上げ要求は「時給制契約社員については、郵政全国一律最低賃金制度を確立し、その時給を1200円とすること。時給を200円引き上げること」にした。

日本郵便の正社員の平均年収は624万円、時給制社員は230万円である。これは一時金を含んだものだが、一時金は、正社員4.4カ月、時給制社員0.3～0.5カ月である。時給制社員の賃金は、①都道府県別最低賃金を10円単位切り上げたもの+②20円+③基本給加算額（郵便外務のみに都市部130円、地方80円）を基本給の下限として、これに「+α」（所属長が募集環境を考慮して加算できる）を加えたものが基本給となり、さらに加算給として④基礎評価給+⑤資格給が加わり基本賃金になっている。

会社の回答は「時給制契約社員（アソシエイト社員及びアソシエイト高齢再雇用社員を含む）については、年2回行われている評価に基づく加算給により時給単価を引き上げるとともに、近年の春闘交渉の結果を受け、資格給の一部の引き上げを順次行ってきた。その結果、2016年度の時給単価はグループ平均で50円の引き上げとなっている」ので「要求にこたえられない」というものだった。各支部の要求に対しても「中央で交渉している」というものだった。

我々は少数派であり、我々の力で要求を実現することはできないので、職場で要求の正当性を訴え、ストを構えてたたかうようにしている。今年は62名が参加して、12拠点でストに突入した。今後の取り組みとしては、①賃金の決定権が本社にあることを踏まえて春闘交渉と秋の最賃交渉に本部として全力で取り組む、②郵政最賃が地域最賃（法定）に連動していることから地本・支部は地方・地域での最賃闘争に共闘の輪を広げ、地域のなかまとともに全力で取り組む、③「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」への参加、全労連の「全国最賃アクションプラン」及び「最賃・ディーセントワーク」にも積極的にかかわり、最賃闘争を社会的、地域的な課題として取り組むことを確認している。

日本郵便輸送の賃金実態はつかみ切れていないが、企業内最賃設定の要求をだした。

公務職場の闘い 公務員は最賃と自分の給与との関係をよくわかってなくて、最賃闘争を職場で広げることに苦勞している。大阪府職では、毎月街頭に出て最低賃金の引き上げを訴えている。公務員の賃金は民間準拠になっている。人事院が民間の4、5、6月の賃金を調査して国家公務員の給与水準について勧告をするが、それにもとづいて地方公務員の給与水準もそれぞれ決まってくる。したがって公務員も民間の春闘を応援しようと取り組んでいる。地域最賃の引き上げによって高卒初任給が引き上げられたところもある。自治労連では、「あたりまえに暮らせる賃金にー最低賃金引き上げですべての労働者の賃金底上げをー」というパンフレットを作成して宣伝している。

世田谷区で最近、公契約条例が制定された。現場労働者は「制定されれば仕事が増える」「最賃があるのになぜ公契約が必要な」などと反発する空気が強かった。世田谷区の公契約適正化委員会が報告書を出している。労働報酬下限額を設計労務単価（東京都）の85%、見習工などは軽作業の70%としている。社会保険加入を可能にする積算・入契の改善も謳っている。業務委託等の労働報酬下限額の算定方式を示し、特別区行政職（一）高卒初任給（1級5号給/地域手当20%を含む）をもとに時給1106円としている。2

3区以外は地域手当20%より低いので、計算によっては最賃ギリギリのケースもあると思う。

静岡県は、最賃の高い愛知県と神奈川県に挟まれていて、もっと引き上げないと労働力が流失するという危機感がある。愛知県に最も近い湖西市の三上市長は最賃大幅引き上げの意見書を静岡地方最低賃金審議会に提出した。首長を巻き込むような運動も重要だ。最賃キャラバンをやって、行政要請をすることも今後の課題だと思う。

千葉県の野田市の公契約条例の公共工事における最低賃金積算根拠、業務委託における最低賃金積算根拠を資料として添付した。野田市は、毎年、賃金については改定している。最低賃金引き上げが影響している。まだまだ引き上げが必要であり、計算式や根拠、水準などについて正規と非正規が話し合っただけで要求をつくっていくことが重要である。予算確保の問題もある。

江戸川ユニオン 公契約条例は、野田市からはじまって8年ほどになるが、テンポは遅いが徐々に広がっている。公契約条例のきっかけになった運動は、埼玉県の越谷市だ。今から越谷市職労は、20、30年前から委託化反対の大闘争を行って、委託労働者の組織化も行ってきた。昨年、越谷市で公契約条例が制定され、最低賃金は今年の4月から930円になった。埼玉県の地域最賃は845円である。野田市は今年の4月から最低賃金が891円になった。野田市の場合は19の職種別最賃がある。施設整備の運転管理、保守点検は1540円。国の積算根拠から算出したものだ。警備業務でも1130円。公契約条例まで行かなくても、新宿区や港区は要綱をつくって最低賃金を示している。

最低賃金を考える場合に、いろいろなやり方があると思う。郵政のように地域最賃+20円の20円をどう引き上げていくかという取り組みもある。自治体の場合は、本体の労働者はなかなかその気になっていないが、委託労働者や大工さんと連携して公契約条例をつくってきた。現在、50ほどの自治体で何らかの最低基準がある。地域最賃が追い付いてきたので、公契約条例の最低基準を引き上げることが重要だ。

2013年の国連・社会権規約委員会の総括所見で日本の問題点を指摘している。ILOの最賃条約（第131号）は「労働者及びその家族」の最賃だが、日本の場合は単身者の最賃である。もう一つは、日本の場合、最低賃金を決める基準として生計費、地域相場、事業の支払い能力となっているが、「支払い能力」を削除するよう求めている。

湖西市長には不満がある。国のやり方が悪いというのなら、公契約条例を制定すべきではなかったか。公契約条例は、賃金だけではなくて、社会労働保険の加入、委託の落札業者が変わっても雇用継続措置などをつくれる。多摩市や越谷市がつくっている。

全国一般全国協 東京東部労組の多摩ミルク支部がストライキをたたかい、固定残業代制度を廃止させた。原告の組合員（3人）は、ビールなどの配送を担当する運転手で、月間80時間の残業をはるかに超える長時間労働を恒常的に強いられていた。求人募集には「給与30万円」と書かれていたが、実際には30万円のうち15万円が固定残業代だった。どんなに残業しても30万円を超えることはなかった。基本給15万円を法定月間労働時間の173.8時間で割ると863円で、最低賃金を下回っていた。863円に1.25を掛けて、何時間残業すれば15万円になるのか計算すると139時間になる。4月

12日に東京地裁で組合側の主張をほぼ認める和解が成立した。和解内容は、未払い残業代の支払いと固定残業代を廃止して大部分を基本給に繰り入れた。現在は、残業を月20時間程度に抑え、月収40万円を得ている。

兵庫では、地方最低賃金審議会委員の選任に関して要望書を提出した。日弁連の「最低賃金制度の運用に関する意見書」や国連・社会権規約委員会の総括所見などを引用して、意見を展開している。

山口では、反原発集会で最低賃金引き上げの署名をしたが、多くの署名が集まった。地域格差について、1991年の山口の最賃は東京の91%であったが、最近では81%に拡大していることを訴えている。

今年、福島県の郡山市で全国一般全国協の働きかけで公契約条例が制定された。福島の地域最賃は726円だが、放射能除染作業の賃金は特殊勤務手当（危険手当）1万円＋日当（最賃×労働時間）である。公契約条例制定をきっかけに、放射能除染作業の賃金引き上げができればと考えている。

全印総連 プリントパックでも固定残業代が問題になっている。不当配転を受けた組合員が裁判をおこない、中労委で勝利和解した。今後、良好な労使関係を構築することになっているので、低賃金、長時間労働の是正を図っていききたい。この闘争は、青年部が熱心に支援し、タオルなどの支援グッズをつくって、集会などで販売して、争議支援を訴えるようにした。ブラック企業が蔓延したら自分たちの雇用も労働条件も守れないと討議した。また、ブラック企業大賞の業界賞受賞などのネットによる社会的包囲もネット通販会社には効果があったようだ。

自分の職場で頑張らなければと、青年部も春闘要求について討議し、インターバル規制を要求しようとしたら「残業が減るから反対」という意見が出て、結局要求にならなかった。時短と賃上げの要求が両立することを、もっと確信をもってたたかうようにしたい。印刷労働者の賃金を時給換算すると、半数ぐらひは時給1500円を下回っているが、最賃大幅引き上げキャンペーンのデモに行こうと誘って参加するわけでもない。

討論では、非正規労働者の実態の訴えがあり、地方公務員法の改正による会計年度任用職員の問題に関する発言があった。また、「最賃割れ摘発運動が若い人に広がりを持たなかった」「組合員に入っていない人に訴える方策をもっと検討したほうが良い」「家族署名を行って配偶者や子どもたちにも最賃問題を考えてもらうようにした」「無期転換を促進して組織化を図ることが重要」などの意見があった。

閉会のあいさつ（渡辺・全国一般全国協書記長） 今日、具体的なたたかひの報告があり、今後の運動の参考になる有意義な交流ができた。最賃のたたかひは、いろいろなたたかひ方があるので工夫をしながらたたかひていききたい。長時間労働の是正を図りながら、最賃大幅アップを勝ち取るため、一緒に頑張りましょう。

<文責 編集部 伊藤彰信>

大阪における「維新」政治とのたたかい

大阪府・市の労働と人権を考えるネットワーク
どないする大阪の未来ネット

馬場 徳夫

橋下 徹 大阪府知事（その後、知事から市長に鞍替え）が誕生して9年、彼のもとで「大阪維新の会」が生まれて7年となります。彼と松井一郎（当時自民党大阪府議）が自民党大阪府議団を分裂させ、市議団も巻き込み「大阪都構想」を掲げて「大阪維新の会」が誕生したのです。

橋下府知事のトップダウン政治は、トップに従順に従う職員づくり、労組活動の制限、教育委員会への不当な政治介入、公務員の給与・退職金カットなどを徹底して断行してきました。彼の府知事時代に耐えきれずに退職した者、自殺に追い込まれた管理職など表面化しない事例が少なくありません。

1、維新政治に対抗「たたかうネットワーク」の形成をめざす

2009年3月に発足した「NPO労働と人権サポートセンター・大阪」も労働運動の停滞の中で地域運動の再生・強化を主たる目的として活動を開始しましたが、橋下維新の登場による公務労働者の労働基本権剥奪、矢継ぎ早の職員基本条例や労使関係条例、政治活動規制条例などの弾圧条例の制定などを見過ごすことはできず、これらの対応に追われることとなりました。

NPO法人は政治的運動団体でないことから、別個に維新政治に対抗して、公務労働者を支援し、市民のための民主的市政の確立を目的として「大阪府・市の労働と人権問題を考えるネットワーク」（愛称：アンチ維新・ネット）を民間労組や市民団体、公務員OBなどで、2012年4月に正式に発足させました。これは同年3月6日の「労働基本権確立・官民連帯集会」を300名の参加で成功させたことが発端でした。

それ以降、今日まで原則毎月1回の運営委員会（団体代表15～16名）が計60回、3ヶ月に1度程の大衆的集会やシンポジウムが15回に及び、その間、大阪都構想の反対運動や「戦争法」成立阻止の活動などもあり、長期にわたる運動体となっています。

2、「労働事案」は法的に勝利・運動で敗北！

労働基本権関連では、30件を超える不当労働行為救済事案、思想調査事案、組合事務所退去事案、チェックオフ廃止事案、教職員組合の学校施設使用不許可事案等があり、また、教育合同労組の合同労組がゆえの団交拒否事案など、それぞれの関係労組がたたかう「法廷闘争」の支援なども大きな課題でありました。

また、我々のネットワークからも「入れ墨調査」の回答拒否による処分（戒告）が出て、被処分者6名の相互連携したたたかいも続いています。（現業職2名の裁判闘争は高裁・最高裁で敗北、4名の人事委員会闘争はほぼ審理が終わり、判定待ちという現状）

しかし裁判や労働委員会で法的に勝利しても、職場での権利回復には結び付かず、名目勝利・実質敗北に終わっています。職場での権利回復へ労働運動の役割が問われています。そんな中で、労組法適用の組合員がいる「混合組合」が、大阪府との団交権を獲得した確定判決は、教育合同労組の実践の中から獲得した画期的な勝利でありました。

3、「維新」は自民党政権の補完でなく、さらに右への誘導勢力か

橋下前市長は、2015年の「大阪都構想」住民投票で敗北し市長を後任の吉村洋文に譲り退任しましたが、維新の政策顧問として残り依然睨みをきかせています。

彼は、今年3月27日、ワシントンでの戦略国際問題研究所で講演をした際、トランプ現象を評価し、その上で「アメリカは日本にもっと強力な圧力をかけてほしい」更に「日本はアメリカのために血を流すことが必要だ、そうでないと信頼関係は生まれない」とトランプの選挙中の言動を賛美・評価しました。

現在の維新代表である松井一郎知事は、沖縄の高江でヘリ基地反対をたたかう県民に「土人・ボケ」と叫んだ大阪府警機動隊員を「ご苦労さん」とねぎらい擁護しました。

維新は、昨年3月に「憲法改正原案」を発表しました。教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所設置の3本柱ですが、これは自民党憲法草案を表舞台に乗せるための「けん引役」として受け入れやすい課題にしていると思えます。現に安倍首相は先日5月3日に2020年の改正憲法の交付を言明し、9条3項の加憲・教育無償化を柱とすると言いました。まさに安倍政権と維新の合作であります。

4、執拗なまでの「大阪都構想」・維新の唯一の「結集軸」

ご存知の通り大阪市民を真二つに分断して争われた「大阪都構想」（大阪市廃止＝特別区実現）の住民投票は2015年5月17日に実施され、賛成694,844：反対705,585で僅差ながらこれを否決しました。

しかし、投票した市民は「都構想」の賛否と「維新」の是非とは同一ではありませんでした。15年秋に実施された知事・市長の「ダブル選挙」は、予想に反して維新候補の圧勝となり、再び「大阪都構想」への挑戦意欲を与える結果となってしまいました。努力もせず、公募で候補となり維新の名だけで当選した議員は、いま、次々とボロが出たり、ご乱行が激しいようで、「驕り」と「弛み」が出ていることは確かです。

5、「総合区」か「特別区」かの議論のまやかし

大阪の府・市議会の会派は「都構想」賛成は維新のみ、他会派はみんな反対です。両議会で過半数をもたない維新は「公明」対策として「総合区」（大阪市を廃止せず区の権限を強化する・2014年地方自治法改正）を持ち出し、「特別区」との両論併記を打ち出しました。しかし維新は、あくまで「大阪市廃止・特別区設置」なので、それには「都構想」（特別区）実現のための「法定協議会設置条例」を可決させねばならず、公明を抱き込むのが至上命題なのです。それが「総合区」「特別区」両案の併用議論です。

維新はこの5月議会で「法定協設置」決めて、まず来年4月までに市内24区を8区に

合区した「総合区」を議決し、ここまでは公明の顔を立て、しかし本命は「特別区」ですから「総合区」は決めたが実施せず棚上げして、来年秋の「大阪市廃止・特別区設置」の住民投票に維新の命運をかけようとしているのです。

これは、恐るべき「非合法」の自治破壊戦略です。今年2月の府民対象の朝日新聞世論調査では、大阪市のあり方について、「現状の24区のままが良い」46%、「総合区が良い」12%、「特別区・都構想が良い」33%、という結果でした。先に述べた維新の手法で行くと最大多数の現状の24区保持の意見は、議会だけで決める「総合区」の可決時点で抹殺されてしまいます。

来年秋の住民投票は、都構想「特別区」の選択をする投票ですから、否決の場合は先に決めていた「総合区」が有効性をもち、「現状24区での改革」又は自民の言う「24区を総合区に格上げ」という多数意見の行き場をふさぎます。これは「特別区設置法」及び「憲法95条」が想定しない非合法手段であり、こんな維新政治を許すことはできないとする「大運動」の再構築が課題であります。

6、市営交通の民営化問題・「公共交通を守れ」のたたかいは続く

維新政治は一方で「官民連携」という名の「なんでも民営化」政策を進めています。

ここで一つ一つ紹介する紙面の余裕はありませんので、「市営交通」と「市営水道」に絞って現状を報告します。

まずは最大の問題であった「市営地下鉄・バス」の民営化問題です。これも推進役は維新会派だけですから、ここ2～3年は議会と市民の力で阻止をしてきました。しかし、官邸がどう動いたのかは不明ですが昨年自民・公明会派が民営化への「基本方針」に賛成をすることになって可決、いよいよ今年春の議会に「市営交通事業条例の廃止」議案（民営化）が出され、自民の二条件を市長が受け入れ、維新・自民・公明の賛成で三分の二を超えて可決されました。

公営交通事業の民営化は全国で初めての出来事です。（東京メトロは戦時下の営団の継続）これにより、来年4月より地下鉄新会社が発足します。バス事業はここ数年で委託が進み、現在ある「大阪シティバス株式会社」が地下鉄会社の子会社として引継ぎこととなります。新会社は関西私鉄連合がかかわることは間違いなく、すでに私鉄経営人は民間が株を持たない民営化は意味がないと言明し、早期の株式売却を迫ってくると思われま

すが、1番大きいのは都市交労組の中でもすぐれた闘いの伝統をもつ大阪交通労組がいち早く「雇用第一」方針をかかげて「局内交渉」に身を隠したことだと思います。議会の中では「自民議員」は地元の後援者の反対もあり、終始「慎重審議」を貫き頑張りましたが、当時の民主会派は支持基盤の労組の方針もあって、動けないという状態が生まれました。民営化問題に対する市民の不安は解消されない中で、民営化に物言えない民主系は統一地方選挙で議席ゼロとなってしまいました。

今、民営化を先行するバス事業は営業所の統廃合が進み、南海バスやシティバスへの委託が加速しています。バス運転業務の新規正規雇用はなく、大阪シティバス（株）の労働

者は低賃金がゆえに定着率も悪く、運転手不足が深刻で長時間労働や公休出勤が続いているそうです。

大阪の地下鉄事業は年間300億円を超える黒字経営で、60億円赤字のバス事業を補っても余りある優良事業なのになぜ民間に渡すのか、公共性は守れるのか、さらに6,000人近い労働者の退職金支出はどこから捻出するのか、利用者・市民に負担を転嫁するのか疑問は増すばかりです。

交通事業の公共性の確保は、新会社ができたとしても守りぬかなければなりません。これ以上の民営化の加速を許さず、自民が条件とした「大阪市が新会社の全株式を保有」を堅持する中で公共交通の本質を守るたたかいは続きます。しかし、株式を保有する大阪市の「都構想」で消滅したらどうなるかとの疑問は解消されていません。ここでも「大阪都構想」問題なのです。

公共交通や公共事業にかかわり人、働く労働者と利用者・市民は対立、分断されてはなりません。働きやすい職場づくり、安全・安心の確保、利用者・市民のための事業、これらは「公共性の確保」を合言葉とする中でこそ相互の理解、連携から生まれると思います。

労働組合運動の役割や運動の在り方がその方向を決めると思います。

7、水道事業の民営化議案は「廃案」、しかし再び提案か？

もう一方で注目されていた「市営水道事業」の民営化問題です。すでに大阪では「下水道事業」は分離されて運営権は「クリアウォーターOSAKA株式会社」に移っています。

大阪市の水道事業は、全国的にも優れた技術・施設と給水能力を持ち、料金も他都市より安く供給し、その上、年間100億円前後の黒字経営を継続しています。橋下氏は知事時代に水道事業の府・市統合を進めようとしていましたが、大阪市の反対で調整がつかず、結果大阪市を除いて府内42市町で「大阪広域水道企業団」として再編されました。

府市統合に失敗した維新は、市水道事業の民営化を打ち出しました。PFI方式（公共施設の管理運営に民間資金を活用）による運営権の民間譲渡です。市営水道事業条例の改正議案ですが、今年春の議会では、反対多数で継続ともならず審議未了で廃案となりました。吉村市長は、出直しと称して現在国会に上程中の「水道法の改正案」（民間の参入を促進するために、災害時などの対応で自治体の共同責任の明確化、水道経営のリスクの軽減と自治体の最終責任、料金改定基準の緩和などを加える）に沿った民間譲渡・民営化を再提案するか、又は府企業団への統合を併用して考えると言っています。

人間の生命維持に欠かせない「水」を「営利優先の民間に渡してよいのか」、「老朽化する水道管などのインフラ整備は民間でできるのか」、「民営化を進めたフランスや諸外国では反省して公営にもどしている」など、単に大阪だけの問題でなく全国的課題と言えますが、なぜか今国会の「水道法改正案」はあまり注目されていないのが心配です。

大阪のたたかいは、大阪市水道労組が維新政治下の中で知恵を絞ったたたかいとなり、水問題やTPPに関連するNPO法人や市民運動との連携を重視した運動となっています。

市政改革パート2は、他にも多くの問題を惹起しています、府市の4研究所をその役割分担を無視して2研究所に統合・独立行政法人化する方策は4月から実施され、また、大

阪府立大と市立大の統合再編も経営の1法人化、学部の再編など市民・学生不在の中で進行しています。

実態を無視した統合案と言えば、港湾の府市統合案もあります。大阪市の大阪港、大阪府の堺泉北港・阪南港とそれぞれの歴史・役割・事業許可などを一切無視して「統合」だけを叫ぶ維新政策は、さすがに事業者の猛反対の中で提案を撤回せざるを得ませんでした。

彼らの狙う大阪市廃止の「都構想」やなんでも民営化、自治体労働運動・教育労働運動敵視政策の行き着く先は、公的財産、財源、資金を可能な限り「大阪都」に吸収して、「財界・大資本」に供給する株式会社「大阪都」を創り上げる政策だと言うことが明確となってきました。総額が最低でも3,000億以上を要するといわれる「2025年万博」誘致、また、市民が望んでもいない「IR・カジノ」誘致などその典型であります。

8、市民的視点からの運動の再構築・「どないする大阪の未来ネット」を通じて

労働運動が停滞した上に、徹底した公務労働運動弾圧のなかで進行する民営化や都構想に対する対抗運動は、情報の取得・市民との共有が最も大切なことですがこの情報が現場から遮断されているのが実態であります。

市議会の実態は、維新36名、自民20名、公明19名、共産9名、その他2名という状況では、議会から正確な判断ができる情報の取得が困難です。その不足を労組が補うべきですが、現状はむつかしい中でどのように運動を構築するのか大きな課題であります。

私たちは、今までの「労働基本権を確立・公務労働者支援」の立場からの諸運動を乗り越えて、市民や市民団体の運動とどのように連携できるのかを追求してきました。しかし、言葉でいうように簡単に労働運動と市民運動が連携できるものではありません。労働運動が市民的影響力を失っている今日、市民団体主催の集会などに「組合旗を遠慮ください」との動向を労働運動側はどうとらえるのか。2003年9月の「連合評価委員会報告」をもう一度見つめてみたいと思います。大阪での各種運動でも、「労働組合が先頭で呼びかけてほしくない」との議論は多くの市民運動にあります。私たちは反論できる根拠と実績を持ちません。「経営と雇用を守るために原発再稼働やむなし」を是とする労働運動は市民運動と共存できるのか。かつて沖縄全軍労が「米軍基地撤去」という永続的課題と「解雇反対」の当面する課題を両立させて、ストライキでたたかった労働者魂を今こそ教材とすべきと自問自答する今日です。

市民生活に維新政治は何をもたらしているのか、この市民目線からもう一度運動を掘り起こそうと考えました。昨年秋より我々の「労働や人権問題」からのネットワークと、各種民営化問題を考える市民団体との連携をつくるために、まず5団体で「どないする大阪の未来ネット」(略称:どないネット)を準備し、今年2月に多くの市民団体や労組から100名参加の市民集会の中で発足を宣言しました。

大阪では、「野党共闘」がなかなか進みません。維新政治に対する運動が野党共闘の前進の一助になればと思います。幸いにして、大阪にはいくつかの優れた闘いの伝統があり、当時の活動家も元気ですが、次世代を担う若者とのギャップは埋められてはいません。

ギャップを埋める原点は言葉ではなく、「労働現場」や「市民生活」そのものの中にある

と認識して、地道に焦らずに着実に、また「大阪風？」に進みたいと思います。

全国の皆さんからの叱咤・激励とともにご支援・ご指導をお願い申し上げます。

地方自治体非常勤職員の働き方改革をめぐる

多くの問題を孕む地方公務員法及び地方自治法改正法

和田隆宏都労連書記長を講師に研究会を開催

地方自治体の短時間公務員の働かされ方が社会的問題になる中、安倍政権による「同一労働同一賃金」の論議など「働き方改革」の動向を踏まえ、総務省は2016年夏に「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等の在り方に関する研究会」を設置しました。同年12月に研究会は報告書を提出。しかしその後「地方公務員法及び地方自治法の改正法案」としての法制化に至る過程で、地方自治体の意見を反映したとして「報告書」からも大幅に後退した中身に置き換えられました。4月13日には参議院本会議で、5月11日衆議院で可決成立しています。

この法改正は、現在64万人いる地方公務員の臨時・非常勤職員のうち、労働者性の高い職員を原則として新たに設ける一般職非常勤職員に任用替えを行なうというものです。地方公務員の臨時・非常勤職員は民間の労働者に適用されるパート労働法や労働契約法も、公務員に適用される地方公務員法も適用されず、法の狭間に置かれているといわれます。こうした地方公務員の臨時・非常勤職員を新たな仕組みとして整理し、現在は支給することができない期末手当などの手当を支給することを可能にするというものです。一定処遇改善の足がかりにはなるものの、財政措置がない中では、処遇改善どころか、非常勤職員の削減・雇用止めの多発も懸念されています。また労働組合法が適用される「特別職非常勤職員」から地方公務員法適用の「一般職非常勤」へ変わることで、協約締結権、争議権がはく奪される問題も生じます。

こうした問題点について明らかにし、どう対応すべきかを考えるために労運研は和田隆宏都労連書記長を講師に法案成立前に第8回研究会を開催しました。

東京都における2015年度実施の、非常勤職員の「特別職」から「一般職」への変更は、「在り方に関する検討会」でもヒアリングを受けています。和田さんには都における非常勤職員の取組みと現状を中心に、今回の法令化の問題点について話していただきました。

都労連での非常勤職員問題の取り組み

自治体の非常勤はこの10年で19万人増加し64万人になっています。その一方で正規職員は30万人削減されました。自治体職場で非常勤化は民間委託化と並ぶ人員削減合理化の2本柱になってきました。その結果、東京都には警視庁と消防庁を除く職員10万人中2割近い非常勤職員がいます。そうした非常勤職員の雇用、労働条件などの交渉は、5単組の連合体の都労連では、従前は各単組が当局とそれぞれが直接交渉をしてきました。しか

し都労連自体としても非常勤問題を各単組まかせとはいかず、2010年の確定闘争から取り組みを始めました。

都における非常勤職の特別職から一般職への任用替え

2014年7月の総務省通知を受け、それまで東京都の非常勤職員は地方公務員法3条3号3項を根拠とする特別職非常勤でしたが、同法17条を根拠とする一般職非常勤として任用を検討する意向を示してきました。東京都はそれまで非常勤職員の労働条件に関して、これを任用の条件＝管理運営事項と言ひ、労働組合の交渉事項でないとの姿勢を示していました。都労連としては、一般職としての任用を検討するにあたって、その勤務条件について都労連との協議事項にすることを求め、非常勤職員制度に関する交渉権を、このとき確立しました。

都の当初提案では、①一般職非常勤の職の基準は、概ね月16日勤務かつ7時間45分勤務の職 ②選考は公募を原則 ③休暇等は概ね特別職非常勤であった従前の専務的非常勤の水準を確保し一部拡大 ④個々の非常勤職を詳細に分析し一般職非常勤と特別職非常勤の職を判断 というものでした。交渉の最終回答の主な内容は、①行政実例において特別職と明示されている職またはそれに類すると認められる職以外は一般職非常勤として類型化 ②公募によらない4回の更新限度に達した職員が、公募に応募して能力実証の結果、再度任用されることは妨げない ③営利企業の従事制限について、法の趣旨を損なわない範囲で、弾力的に行う ④報酬については常勤職員の給与との均衡を考慮し、前年度の報酬を基準として、各年度の4月1日に非常勤職員の給与の改定率により決定する というものです。報酬額の大幅な引き上げ、手当支給、昇給制度導入、さらに雇用期間の定めのない任用にすることや、4回までとしている更新回数の制限を撤廃することなどの要求は実現せず。重点要求として毎年交渉しているが不十分な状況で取り組みを継続している。

こうした提案の背景には職員定数の大幅な削減（知事部局等93年49,430名→13年24,980名）、団塊世代の大量退職によるスキルの維持の困難から、再任用終了後も再雇用ができるようになるなど、再雇用代替等による専務的非常勤設置の飛躍的増大（93年54職→13年351職）という都庁の内部環境の変化が大きい。

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付き職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書並びに改正法案の概要

（1） 総務省研究会報告書 （2016年12月27日）

- ① 特別職非常勤職員については専門性の高い者（委員・嘱託）に限定する
- ② 臨時的任用職員の任用は常勤の職に欠員が生じた場合だけに限定する
- ③ 上記以外はすべて一般職非常勤職員に移行する
- ④ 労働者性の高い者が類型化される一般職非常勤職員について、常勤職員同様給料及び手当を支給できるよう給与体系を見直し、通勤手当、超過勤務手当、退職手当、期末手当を支給できることとする
- ⑤ 具体的な実施に向け2年間程度の準備期間を設けることが必要

(2) 地方公務員法及び地方自治法の改正法案 (2017年3月7日閣議決定・国会提出)

「会計年度任用職員(仮称)の任用等に関する規定を整備するとともに、

特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する」

① 会計年度任用職員 地公法改正法案 「22条の2」新設

- ・一会計年度を超えない範囲で設置される一般職非常勤地方公務員
- ・採用方法は競争試験または選考による
- ・任期は、採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間

22条の2 1項1号 常勤職員と比して勤務時間が短い(パートタイム)

1項2号 常勤職員の勤務時間と同一(フルタイム)

7項 条件付き採用期間について1月

② 特別職の任用及び臨時的任用の適正の確保

- ・一般職以外の特別職非常勤職員について「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職」の範囲は、専門的な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行うものに限定 地公法改正法案3条3項3号
- ・臨時的任用について「緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合」に該当することに加え、「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に該当することを要件に追加して、限定 地公法改正法案22条の3(新設)

③ 地方自治法改正法案 (2017年4月13日参議院可決)

「会計年度任用職員」のうち

パートタイム 期末手当の支給を可能とする 地方自治法改正法案203条の2
5項

フルタイム 給料、手当及び旅費の支給対象明確化 地方自治法改正法案204
条1項

いずれも施行期日は「平成32年4月1日」 準備期間3年

問題点

(1) 特別職非常勤及び臨時的任用を限りなく限定→ほとんどの非常勤が一般職化

⇒既に一般職非常勤制度を持つ都においても、①17条から22条2への任用根拠の変更

②月当たりの勤務日数を基準として一般職・特別職を区分、13日勤務特別職非常勤や学校時間講師等については特別職から見直す必要③現在、賃金職員(アルバイト)について臨時的任用としていることも再検討を要する(一般非常勤化)

⇒労組法上の労働組合結成・加入できる特別職非常勤の労働基本権はく奪・制約される。一方常勤では代償措置があるが今回の報告、法改正に際して触れられていない。都の各単組では、これまでの再雇用職員や特別職非常勤は、多く特別組合員として組織。公務員労働者の労働基本権回復のための闘いが喫緊の課題。

(2) 「会計年度任用職員」の給料・手当支給について、改正法案は報告書より後退

⇒「フルタイム」はそれらを「支給しなければならない」とされるが、都においても他の自治体においても、「フルタイム非常勤」は皆無だろう(?)常勤よりも1時間、1日短

くてもフルにはならない。

⇒一方ほとんどの非常勤職員が「パートタイム」であるが、「期末手当」について「支給できる」とする「できる」規定であり、各自治体労使で対応がバラつくことが必至

(3) 非常勤職員の手当支給ができるとしても、地方交付税等による財政措置は未定

⇒都においても、特別職非常勤・アルバイトについて、一般職化による対応となれば、一般職非常勤職員自体の増大は必至、このため、都に限らず、むしろ非常勤職員の削減や雇用止めの多発の危惧

(4) 報告書では準備期間「2年」とされたが、改正法案は「3年後施行」と後退

⇒仮に改正法案が成立するとして、既に一般化している都においては、常勤職員との均等待遇を進める手当支給等について、塩漬けさせない取組が必要

今年の課題整理の一つとして臨時・非常勤の法改正を受けての対応を上げている。民間退職金調査が4月19日公表され、退職金の見直しが課題になる。これまで非常勤に退職金が支給出来ないならば「相当額を報酬として支給するよう」に求めてきた。要求書の組立の見直しが迫られる。改正が改善のきっかけになるかが課題である。

ここまでが都労連の和田書記長の報告からです。これ以降は当日報告をお願いしていた、大阪教育合同労組の山下恒生さんと官製ワーキングプア研究会の白石孝さんの報告からです。

勝ち取った判例の水準が改正法で「新たな任用」にまた引き戻される

大阪教育合同労組 山下恒生さんは、法改正の問題点をこれまでの取組に引き寄せてわかりやすく指摘された。

大阪教育合同労組は混合組合で、特別職非常勤職員は労組法適用で、これまで労働委員会で権利を勝ち取ってきた。都労連のような力を持っている組合は、権利も労働条件も交渉で実現していけるのだろうが、そうでないところはなかなか力で押しきれない。それに代わるものとし行政救済措置などを使いながらやっている。今回はその点から考えると2つの大きな問題がある。

1つ目は労働組合法が使えなくなるので労働委員会等が使えなくなる。非常勤の一番の関心事は年度ごとに雇用が打ち切られること。次の年度に更新されないということに対して、どうやって更新させていくのかと組合が取り組んできたのが労働委員会の活用だった。大阪教育合同労組が行った裁判は、年度ごとの任用に対し、次年度も雇止をせずに任用するように要求を出し団交を申し入れたことに対して、大阪府が団交を拒否したため、5年かけ最高裁まで行って勝ち取ったもの。この裁判で勝ち取ったものは、1つは混合組合には申し立てする権利があるということ、もう1つは次年度の雇用、次年度の任用を求める団交は義務的団交事項であるということだ。特別職非常勤の労働条件に関することなので義務的団交事項であるとの判決が出た。その時大阪府が言ったのは、労働条件ではない。組合が求めているのは次年度の任用を求めているので、これは当局が決める管理運営事項だから労働条件ではない。公務員の場合はいつも「新しい任用だ」と主張した。これに対して「新しい任用ではない」というのが東京高裁の判決で、最高裁もそ

れを認めた。今回出てきた研究会報告や、それに基づく法案は、改めて「新しい任用」と言った。それが一番問題。せつかく最高裁まで行って勝ち取った判例の水準が法律によってまた戻される。我々はこういった形で運動を進めていったらいいのか。これが一番問題。法案修正を図って「新しい任用でない」と明確にすることくらいできないのかと思って参加した。一般職に移行することによって、労働条件に関わることは、勤務条件に関する労働基準監督官の職権は人事委員会になるとされている。残業代未払いなどは労基署に訴えていたが、これからの窓口となる人事委員会は行政が任命する機関。内部機関で、当局の意を受けているところが行政の方針に背くことを言うとは考えられない。特別職の残業は結構多く、とりわけ学校職場では目に見えない形で残業が増えるなか、非常勤も残業させられている。労基署に持っていけば残業代払えとなっていた。また大阪府には支払わないことの弁明をせよと指導している。そういうことが今度の法改正で全部なくなってしまうのではないかと、今回の改正は大きな問題だ。いい部分はあってもそれ以上に悪いところが多過ぎるとというのが私の考えです。

公務員を正規、フル、パート会計年度任用職員の3層構造に分断、固定化

官製ワーキングプア研究会の白石孝さんは、今回の法改正の問題点は3点と指摘されました。1つは、公務員を正規、フル、パートの会計年度任用職員の3層構造に分断、固定化すること。民間に比べて2周遅れの状況を固定化するもの。2つは、闘ってきたところの既得権剥奪になる恐れがある。例えば17条で任期2年とか3年などのところはすべて抵触する。3つは、山下さんが話された労働基本権剥奪の問題。研究会報告から法案に至る過程で内容が変更（大幅に後退）したのは、財源がない、議会に説明できないという地方自治体からの意見を受けてと総務省は公式には言っているが、総務省自身が財務省とで後ろで糸を引いているのではないか。

これらの追加報告を受けて若干の質疑、意見交換を行って研究会を終了しました。

(文責 事務局 三澤)

国鉄の分割・民営化から30周年にあたって

矢吹 芳郎 (事務局)

はじめに

今年は、国鉄が解体され、分割民営化によって7社体制の誕生。国労がああ熾烈な、攻撃の頂点を迎えてから30周年にあたる。私自身にとっても、労働者市民になってほんの数年で迎えた、この国鉄闘争は大変に意義深い経験をさせて頂いた。当時から東京南部の居住区でのたたかい、連帯行動は大変厳しいものであった。そんななかで、少なからずの仲間とともに大きな国鉄の社宅があったことが、私自身の運動の下支えともなった。今日的には、マスコミ等も「JR誕生30年の光と影」というお題目のもとで特集報道や「鉄学しましょう」などの趣味の世界、夢をおう鉄道の記事などが目立つ。また、関連書籍の発刊や新聞の読書コーナーでの紹介などもある。そんな中、週刊ダイヤモンド3/25号「国鉄 Vs JR」民営化30年の功罪の特集号は、大きな曲がり角にたつ、物流問題と合わせて、たい

へん興味を引いた。鉄路に夢を乗せて、論考をすすめたい。

鉄路がなくなる

福島県と新潟県をつなぎ、会津若松と小出間を走る、只見線が 2011 年夏の集中豪雨で鉄路が断ち切られて 6 年目になる。この期間は東日本大震災と重なる。その区間、会津川口と只見間 26.7 ㎞は、代行バスが運行している。地元自治体は、再三にわたり JR 東会社に復旧を求めたが、膠着状態が続き会社の意志は固かったようだ。ようやく昨年 6 月に「上下分離方式」が会社より提案されて、沿線 7 自治体と福島県当局が受け入れて、復旧への目途がたったという。このような方式は、全国の JR 線路では初の試みだという。流失した橋の復旧費は 81 億円と試算され、JR 東会社が 3 分の 1 をまかない、残りの 54 億円を地元が負担するという。さらに、毎年 2 億 1 千万の維持管理費がかかるという。「それでも、地域衰退に歯止めをかけるのは只見線しかない」、只見線沿線の車窓からの美しさをアピールして観光客を呼び込むしかないという地元の強い思いが、こうした形での鉄路の再建につながったと言える。只見線は、一日当たりの乗車人数は、JR 東会社内の在来線 67 路線中 66 位の 370 人である。国鉄分割民営化時の「ローカル線はなくしません」から 30 年、東日本大震災時の「1 日も早くレールをつなぐ」から 6 年が経過するなか、ナショナルミニマムとしての公共交通、なかんずくその中心であるべき鉄道事業の果たすべき社会的役割が大きく問われている。放送大学

の原武史教授は「JR は只見線の魅力を活用できていない。高速鉄道や豪華列車で富裕層を対象とした格差社会にさおさすようなサービスに傾注し、鉄道の原点を忘れていないか」と指摘している。

利潤追求第一の JR 会社・政府

九州会社の「ななつ星 in 九州」、東会社の「トランススイート四季島」、そして政府の中央リニア建設への財政投融資の決定などに見られるように、一層の赤字ローカル線の切り捨て、利潤追求第一の姿勢が具体化している。多くの利用者が望んでもいない、特別仕様の列車の運行をすとか、プロジェクトの成否にも疑問がもたれている巨大大業への財投の決定など、利用者無視や鉄道事業の公共性が問われる姿勢に大いなる疑問がつきまとうのである。人口減少の流れが強まる中であって、利用者の声や全国各地域の特性にマッチした公共事業・交通機関としての役割をもう一度整理して、投資すべき所は、どこかということ再構築していくべきである。

北陸新幹線の延伸問題にしてもしかりである。このまま推移すれば、全国の鉄道網は東京圏と大阪圏の一部通勤線網と新幹線網だけが残るだけになってしまう。九州会社においては、2008 年に高千穂線が台風被害をきっかけに全線廃止となり、今も熊本地震の影響で、南阿蘇鉄道が全線 17.7 ㎞のうち約 10 ㎞が寸断されたままであり、復旧の目途もたっていない。北海道では昨年 8 月の台風 10 号で被害を受けた、根室線の一部区間が不通のままである。東会社においては、放射線の影響を無視して常磐線の復旧が強行されようとしています。利潤追求とその陰に隠れての政策は許されません。高齢者ドライバーが引き起こす

事故が話題となっているが、考えようによっては、この問題はバス事業他をも含めた公共交通政策の無策が生み出しているとも言えるものである。利益が上がらないからといって、一方的に公共交通を切り捨てれば、年齢に関係なくマイカーに頼らざるを得ない現実を生み出している。利益を上げている鉄道の資金から、政府資金から地方ローカル線へ、公共交通を守るための政策に、その資金を回していくことである。さらに「1分・1秒を問題にする企業人教育と称する労務管理」も深く進行しているとも聞きます。JR各社のこうした、利潤追求を第一とする経営姿勢を転換させることこそが求められている。

安全輸送・安定輸送のために

北海道の鉄道は、昨年豪雨によってズタズタにされてしまったという。道産の野菜等を運ぶ貨物輸送の役割が少しだがクローズアップされました。自動車輸送での人件費高騰により、より大量に、より安定的に輸送できる鉄道貨物の役割がとらえ返されているのだと思います。こうした影響もあってか、貨物会社の営業指数は好転しているという。会社が分割されても、様々な問題を抱えながらも、鉄道は全国一律で繋がっているからであろうことは想像に固くない。こうした動きを受けて、利用者側からの視点を第一として、JR 30年を問う市民シンポ(国労主催で3/28に院内で開催)や北海道会社内、東日本会社内でも安全問題を前面にしての様々な取り組みが始まっていると聞きます。尼崎事故の教訓を生かす取り組みなども含めて、利用者、自治体、労働組合、鉄道事業に関係する諸団体などの全国的な取り組みになることを期待したい。東京圏におけるラッシュ時のホーム要員の不在など安全問題に関しては、利用者としていつも不安に駆られる。まして最近では、大型のキャスター付きトランクやベビーカーの利用者が増加しているなか、時としてホーム要員は大きな役割をはたすことは確実である。分割民営化時より、各JR会社の定員は大幅に減少しているとも言われているなか、現在の定員は、適正なるものなのか、鉄道に働く仲間の労働実態と合わせて、大いにアピールして欲しいところである。それから、中央リニア線をどうするかも私たち市民サイドとしても大きな課題である。リニアは技術的にも未完の域にあり、その安全性には疑問が持たれている。また、私が大好きな南アルプス山域が土砂と水源問題をめぐって、どうなるかも心配である。工事は着工されているが、もう止めることは出来ないのか。公共交通政策として、その採算性も合わせて、国民的議論が必要ではないか。関係者の問題提起と努力を待ちたい。いずれにせよ、安全輸送、安定輸送については、公共交通としての鉄道事業の第一の使命であり続けることを忘れてはならない。そのことに合わせる形で、このリニア新幹線はマッチングしうるのかである。

駄文ながら機械をみて、今後も「たたかう4国労方針に連帯」して問題提起をしていきたい。鉄道のない町に育った私にとって、鉄道は夢を運ぶものである。小学2年か3年の時に、父親に連れられて磐城石川駅構内に見たSLを今でも子ども心に覚えている。そして、東京へは1973年3月に急行「まつしま・ばんだい」号で白河より上京して、私の生活が始まった。本稿へのご意見・ご批判をみなさんから頂ければ幸いです。